

平成23年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年12月20日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	矢野 隆行	2番	梶山 幾世
3番	井狩 辰也	4番	市木 一郎
5番	高橋 繁夫	6番	奥村 治男
7番	中島 一雄	8番	丸山 敬二
9番	西本 俊吉	10番	坂口 哲哉
11番	立入三千男	12番	太田 健一
13番	野並 享子	14番	小菅 六雄
15番	田中 孝嗣	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	内田 聡史
19番	田中 良隆	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	竹中 宏		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第113号まで  
並びに請願第4号及び請願第5号

(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第4号)他29件)

各委員長より委員会審査結果報告

質疑、討論、裁決

追加日程第1 意見書第11号から意見書第16号まで

(大津地方法務局守山出張所の廃止に反対する意見書案他5件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

○議長(田中良隆君) (午後1時00分) 皆さん、ご苦労さまでございます。

12月定例会最終日の本会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は、20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、12月8日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

次に、12月14日に開催された環境経済建設常任委員会において、中島副委員長の辞任の許可と、後任の副委員長の互選結果の届け出がありましたので、ご報告いたします。

環境経済建設常任委員会の副委員長に第12番、太田健一君。

以上のとおりであります。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第7番中島一雄君、第8番丸山

敬二君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第113号まで並びに請願第4号及び請願第5号、平成23年度野洲市一般会計補正予算(第4号)他29件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。第1番、矢野隆行君。

○1番(矢野隆行君) 第1番、矢野隆行でございます。去る12月7日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第92号、野洲市暴力団排除条例、議第97号、野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第99号、野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例、議第100号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターぎおう)、議第101号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターしのはら)、議第102号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターみかみ)、議第103号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターきたの)、議第104号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターやす)、議第105号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターなかさと)、議第106号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターひょうず)、議第112号、財産の取得について(市民活動拠点施設用地)、以上11議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択について」の採択については、全員賛成で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(田中良隆君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。第2番、梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 第2番、梶山幾世でございます。去る12月7日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第93号、野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第95号、野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、議第98号、野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例、議第107号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて（こどもの家）、議第108号、休日急病診療に関する事務の委託につき議決を求めることについて、議第111号、工事請負契約の変更について（野洲中学校耐震補強・大規模改修工事（建築主体工事））、議第113号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、以上7議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。第10番、坂口哲哉君。

○10番（坂口哲哉君） 第10番、坂口哲哉です。去る12月7日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第96号、野洲市野洲川－1地区基幹水利施設管理条例等の一部を改正する条例を議題として、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号「食料・農業・農村政策にかかる請願書」の採択については、全員賛

成で採択すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。第11番、立入三千男君。

○11番（立入三千男君） 去る12月7日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日から14日に各分科会を、16日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第85号、平成23年度野洲市一般会計補正予算（第4号）、議第86号、平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第87号、平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第88号、平成23年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第89号、平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第90号、平成23年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第91号、平成23年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）、議第110号、平成23年度野洲市一般会計補正予算（第5号）、以上、8議案を議題として各分科会で詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。委員会で各分科会の会長より審査結果報告を受け、採決を行った結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、予算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、都市基盤整備特別委員長の報告を求めます。第7番、中島一雄君。

○7番（中島一雄君） 第7番、中島一雄です。去る12月7日の本会議におきまして、都市基盤整備特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月16日に委員会

を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第109号、第1次野洲市総合計画の改定についてを議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、都市基盤整備特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。  
○議長（田中良隆君） これより、都市基盤整備特別委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第113号まで並びに請願第4号及び請願第5号の各議案については通告による討論はございません。

これより、議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第113号までの各議案並びに請願第4号及び請願第5号について、順次採決いたします。

まず、議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第113号までの議案28件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案28件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第113号までの議案28件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号について採決をいたします。環境経済建設常任委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。請願第4号、食料・農業・農村政策にかかる請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、請願第4号は、

採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号について採決いたします。総務常任委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。請願第5号、米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約の破棄と日米地位協定の見直しを日本政府に求める意見書の採択についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、請願第5号は、採択すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時17分)

(再開 午後1時17分)

○議長(田中良隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

意見書第11号から意見書第16号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書第11号から意見書第16号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(田中良隆君) 追加日程第1、意見書第11号から意見書第16号まで、大津地方法務局守山出張所の廃止に反対する意見書(案)ほか5件を一括議題といたします。

それでは、順次、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第11号について、第18番内田聡史君。

○18番(内田聡史君) 第18番、内田聡史です。ただいま議題となっております意見書第11号、大津地方法務局守山出張所の廃止に反対する意見書を説明にかえて朗読をさせていただきます。

平成7年7月、民事行政審議会から法務大臣に提出された適正配置に関する答申において、登記所の統廃合基準が示され、政府においては法務局・地方法務局の支局・出張所の

統廃合の推進により定員の合理化を進めることを閣議決定してきた。これらに基づき、現在、大津地方法務局では守山出張所の統廃合を検討されているが、管内の守山市および野洲市においては、人口が増加している地域であり、今後、人口増加に伴い、地域経済の発展も見込まれ、登記申請件数の増加が予想される地域である。

このような中で、守山出張所が廃止対象となっている理由は、年間の登記申請件数1万5,000件未満に該当するためとのことであるが、平成7年の答申の中でも、地域住民の生活指向等、地域の実情に十分配慮することとされている。また、守山出張所は地域住民及び企業が、登記の本人申請や不動産登記事項証明書、会社の資格証明書、印鑑証明書の請求を行う際の受付や相談窓口として大きな役割を果たしており、平成7年答申どおり統廃合を進めれば地域住民や企業は大津地方法務局まで片道1時間近くかけて行かねばならない。その経済的、時間的負担は大きく明らかに司法・行政サービスの低下につながるものである。

よって、国及び政府に対し、市民及び市内企業に対する身近で便利な行政サービスの確保の観点から、大津地方法務局守山出張所の廃止を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしく願いいたします

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第12号について、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 第13番、野並享子です。意見書第12号、定期接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書(案)について朗読をし、説明とさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチン等の3種のワクチン接種緊急促進事業は、平成22年度補正予算成立の11月26日から平成23年度末までの時限措置として実施されてきましたが、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては一時停止時期があり、子宮頸がん予防ワクチンについても、当初、供給不足が発生するなど接種時期の問題もあり、当該対象者に十分行き渡ったとは言えない状況であります。

また、VPD、ワクチンで防げる病気として、上記3種のみならず、水痘など多くの疾病へのワクチンは、欧米では公費接種として認められているところであり、本来はこのような短期の臨時事業で終わられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそが国民の健康維持増進に大きく力を発揮するものと言われております。

既に、厚生労働省の予防接種部会では、これらのVPDワクチンについてのワクチン定期接種化と日本の予防接種体制の改善を求め、法改正も提言されています。



医療現場においては、子宮頸がん予防ワクチン接種が既に平成23年度内には公費で3回接種できない段階に入っており、次年度以降の公費負担の取り扱いについて、早急な判断を求める声が上がっています。

よって国におかれては、地元自治体に負担を掛けることなく、国の財政支援を明確にした上で、早期に下記の制度を確立されるよう強く求めます。

1、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間に臨時促進事業を継続すること。

2、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを含むVPDに対する公費定期接種の継続及び拡大を図ること。

3、安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第13号について、第12番、太田健一君。

○12番（太田健一君） 保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書（案）について説明したいと思います。

少子化が進み子育て不安を抱える親がふえる中で、保育所には、仕事と子育ての両立支援に加えて、地域の子育て支援の拠点としての役割が求められています。一方、長引く不況の影響もあり保育所の待機児童が激増していますが、保育所整備を初めとする待機児童解消は思うように進んでいません。すべての子どもたちの発達権を保障するために、国及び地方自治体が保育・子育てに責任を持つことがますます重要になっています。

保育所運営費は、保育所最低基準を維持するために国が支出する義務的経費の国庫負担金であるが、平成16年度から公立保育所に係る保育所運営費が一般財源化されました。その結果、全国の自治体で保育所経費の主として人件費が節減され、保育士の非正規化や公立保育所の民営化が進むなど、保育環境の低下を余儀なくされています。これに対し、民間保育所の運営費については、平成15年12月の政府・与党6者が、引き続き国が責任を持つと合意した経緯も踏まえて維持されてきました。

ところが、住民税の年少扶養控除廃止に伴う増収分に関する政府内の議論で、保育所運営費国庫負担金を廃止して、全額地方負担として増収分を充てる案が浮上しています。保育所では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によって最低基準を地方自治体の条例で定めることになり、保育保障のナ

ショナルミニマムが維持されなくなる懸念が出ています。これに加えて国が保育所運営費を廃止すれば、地方の財政事情に左右されて保育予算が充分確保されず、保育環境に地域格差が生じることになり、子どもの発達権が保障されなくなります。

よって、国においては、全国どこの自治体においても保育所最低基準を満たした保育の実施ができ、すべての子どもたちの発達権が保障されるよう、以下の事項について強く求めます。

1、保育所運営補助費国庫負担金を廃止せず、国の責任で必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第14号について、第1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。本文を朗読して説明といたします。

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）。安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられて、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行なわれてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金および基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

1、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金。地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置付ける法改正が実現するまで継続すべきであります。

1、安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金。保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金、および妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

1、介護職員処遇改善等臨時特例基金。介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金

事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当てできない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置すべきである。

1、障害者自立支援対策臨時特例基金。障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行なうため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

1、地域自殺者対策緊急強化基金。地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第15号について、第4番、市木一郎君。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。それでは、意見書第15号、食料・農業・農村政策にかかる意見書（案）を朗読をもって説明をさせていただきます。

食料・農業・農村政策にかかる意見書（案）。

過日のTPP交渉参加表明に際しては、多くの国会議員の反対や都道府県・市町村議会の圧倒的多数の慎重・反対決議がなされたにもかかわらず、これらを見做した参加表明は十分な情報開示や議論が行なわれておらず、まさに民意不在のものであり、このことは農林水産業をはじめ、医療、金融、保険等のサービスの自由化、食品、医薬品認可等の国内安全基準の規制緩和や撤廃など、国民の生命に直結し、生活にはかり知れない影響を与える重大な問題である。

また、農産物貿易ルールは、食料安全保障を含む農業の多面的機能の発揮と食料・農業・農村基本計画で決定した食料自給率の向上に資するとともに、食の安全・安心や環境保全など、国民の期待に応えるものとすべきである。

さらに、本年3月11日に発生した東日本大震災及び原発事故は、特に農林水産業が地域経済・社会を支えている地域に甚大な影響を及ぼす中、国内生産を基本とした再生産可能な農業や食の安全・安心の重要性が再認識されるとともに、安心・安全な暮らし、自然エネルギーを活用した循環型社会の形成、人と人とのつながり・共助・絆の大切さなど、

新たな価値観を生み出す契機となった。

今日では震災や原発事故からの復旧・復興を最優先課題とするとともに、食料・農業・農村政策を含めたわが国のあり方については、農業関係者だけでなく官民が一体となり互いの叡智を集めて検討・実践すべきであり、ついでには、係る状況に対して実効性ある政策の実現と生産者が安心して経営を展望できるよう、意見書を提出する。

まず、我が国の食料安全保障の確立と持続的発展が可能な農業づくりについてであります。

1つ目、我が国の食料安全保障と食料自給率目標50%の実現、多面的機能の発揮を将来にわたり確保するためには、適切な関税水準の維持を前提とすることが必要であり、とりわけ、水田農業において水田を最大限に活用して自給率を上げるためには、わが国の土地利用型農業において、米・小麦・大豆等や戦略的作物の生産の維持・拡大を図るとともに、食と暮らし、いのちを守る関連産業も含め、不利益な貿易交渉には断じて応じないこと。

2つ目、水田単作地帯、米以外の他作物への転換が可能な地域など、地域条件に応じた複合経営の定着化対策と農業者戸別所得補償制度の充実した制度への見直しとそのセーフティネットを確立すること。

更に、早期の復興ビジョンの策定とあわせ、地域の活性化などを図るため、農地利用集積、園芸施設の団地化、担い手経営体を中心とした集落営農組織の再構築、新規就農者の確保、地産地消の拡大、6次産業化、自然エネルギーの活用など、一体とした持続的発展が可能な農業づくりの政策を速やかに構築すること。

次に、地域条件や環境に配慮した政策の実現と税制特別措置の継続についてであります。

現行の農地・水・環境保全向上対策による環境こだわり農業に対する支援制度を恒久的な制度と位置づけ、実態に即し、より充実した制度とすること。

また、農業の中心となる担い手経営体ほど大型機械・施設等を導入しており軽油・A重油を初めとする燃油は高騰しており、農業経営は深刻な状態に陥っている。

ついでには、平成24年3月末に期限を迎える農林水産業に係る軽油引取税の課税免税措置及び農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置について、将来にわたって国民の安全・安心な国産農水産物の安定供給を図る上から、制度の継続を行うとともに恒久化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位のご賛同をよろし

くお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第16号について、第14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） それでは、意見書第16号、日米地位協定の抜本の見直しを求める意見書（案）についての提案説明を行います。

本年1月、沖縄県沖縄市の国道で、在沖縄米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に侵入し、19歳の会社員の運転する軽乗用車に正面衝突し死亡させる事故が発生しました。那覇地方検察庁沖縄支部は3月24日、自動車運転過失致死罪で送検されていた同軍属の男性を、公務中を理由に不起訴処分にしました。また、昨年9月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても、公務中を理由に不起訴処分となっています。

このような米軍関係者による事故・事件において、それが公務執行中であれ公務外であれ、日本の法律で厳正に裁けるよう、日米地位協定の抜本的改正を求める世論が高まり、日米両政府は去る11月23日、米軍属による公務中の死亡事故など重大な事件・事故について、日米地位協定の運用改善で合意し、沖縄県での事故については、米国の好意的考慮で、同軍属の男性を在宅起訴しました。

しかし、今回の日米合意は、米側に第1次裁判権を認めたままで、同種の事件・事故が発生した場合、米側の好意的考慮によって対応が左右されるもので抜本的な解決につながりません。よって、日本の主権の否定につながる第1次裁判権放棄の日米地位協定の抜本の見直しをされるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） これより、ただ今議題となっております意見書第11号から意見書第16号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第11号から意見書第16号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第11号から意見書第16号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第11号から意見書第16号までについて、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。意見書第11号、大津地方法務局守山出張所の廃止に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第12号、定期接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第13号、保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第14号、国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（田中良隆君） ご着席ください。起立全員であります。よって、意見書第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第15号、食料・農業・農村政策にかかる意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第16号、日米地位協定の抜本の見直しを求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(田中良隆君) ご着席ください。起立全員であります。よって、意見書第16号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任されたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任することに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長(山仲善彰君) 平成23年第7回野洲市議会定例会閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る11月30日に招集させていただき、本日に至りますまで21日間でした。本定例会には、当初提案いたしました補正予算関係7件、条例の制定1件、条例の一部改正7件、その他の議案10件の計25件、並びに追加提案いたしました補正予算関係1件、その他3件の計4件、合わせまして合計29件にきまして慎重にご審議いただき、すべての案件を原案のとおりお認めをいただきました。まことにありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

本定例会の一般質問におきましては、防災、農業、福祉、教育対策及び財政見通しなど、市政のさまざまな分野における重要施策に対しまして、貴重をご意見やご提案を数多くいただきました。今後いただきましたご意見・ご提言を真しに受けとめ、市政運営に生かしてまいります。

さて、平成23年度も3四半期を終わろうとしています。残された事業の推進を図るとともに、本日公表いたしましたマニフェストロードマップの3年間の総括を踏まえ、厳し

い財政状況が予想されますが、子育て支援及び高齢者サービスの充実、教育施設整備、農業、商工業の振興などをめざした平成24年度予算の編成に取り組み、にぎわいと安心の元気なまちづくりを進めてまいります。

なお、本日お認めいただきました野洲駅前のアサヒビール株式会社等から取得いたします土地につきましては、提案理由でも述べましたとおり、市民や専門家を交えた検討委員会を設置し、公開による建設的な議論を行いながら、にぎわい、うるおい、安心、景観などに配慮した計画の具体化を進めてまいります。また、市内における中核的医療機関のあり方につきましては、年明けから新たに検討委員会を立ち上げ、市が関与して新病院を整備するかどうかも含めて、市民のための中核的医療サービスのあり方について市民の皆さんに適正にご判断いただける客観的な材料を来年半ばをめどに整えてまいりたいと考えております。

さらに、平成28年度稼働を目指して進めておりますクリーンセンター更新の取り組みにつきましても、立地予定の地域の皆さんと誠意を持って話し合いを進めており、スケジュールのおくれから厳しい工程となりますが、遅くとも今年度末を待たずにご了解が得られるよう努力してまいりますので、改めて議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、今年も残すところあとわずかとなり、慌ただしさが増してまいります。また、厳寒に向かいます折から、議員皆様にはご自愛くださいませ、輝かしい新春をご家族の皆様とともに迎えになられますことを心からお祈り申し上げます、閉会に当たりますのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 議員各位、そして執行部の皆さん方にお礼申し上げたいと思います。議会運営に非常に協力をいただきまして本当にありがとうございました。

なお、委員の皆さん方には、今の4月から施行しました議会の基本条例、これによりますところの報告会、4月と11月にいす並べから議員みずからがして、いろいろと大変ご苦勞いただいたわけですが、その中にも反省することも多数あるわけですが、これからも市民に開かれた議会という基本条例の趣旨・目的に向かって皆さん方とともに協力していきたいと思います。もうあと10日余りで正月でございます。また、年が変わりまして、元気な姿で皆さん方の顔を見られることを祈って、閉会をしたいと思います。

これをもちまして、平成23年第7回野洲市議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。（午後1時50分 閉会）



野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年12月20日

野洲市議会議長 田中良隆

署名議員 中島一雄

署名議員 丸山敬二